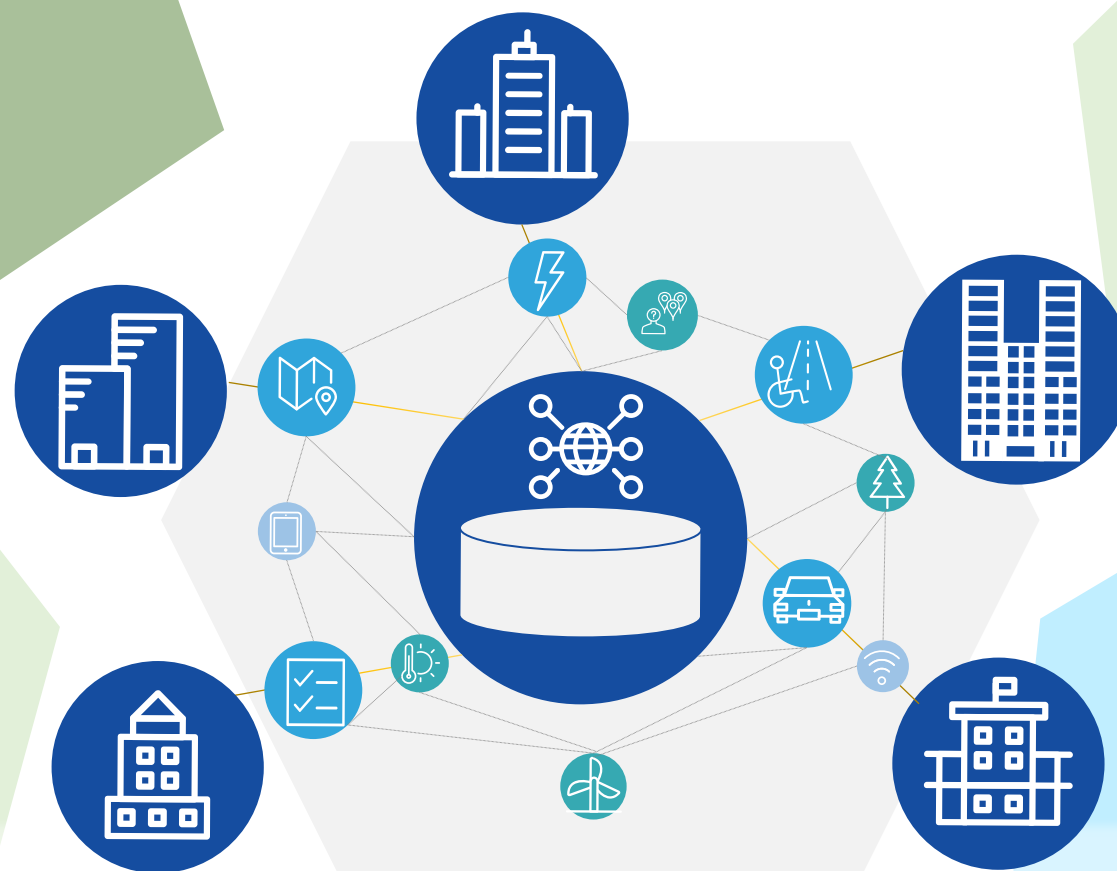


# プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会

## 東京データプラットフォーム 令和2年度ポリシー案策定事業について

資料 5



2021年8月  
東京都 デジタルサービス局

## 目次

1. 東京データプラットフォームについて

---

2. ポリシー案策定に向けた背景

---

3. ポリシー案策定の流れ

---

4. ポリシー案の骨子

---

5. 今後検討を要する主要事項

---

# 1. 東京データプラットフォームについて

# 東京データプラットフォームの取組の背景

- 東京都では、「スマート東京実施戦略」の中の1つの施策として、公共データや民間データなど様々なデータを連携する「東京データプラットフォーム（以下「TDPF」という。）」の構築を目指している

## 【振り返り】東京データプラットフォーム事業設立の経緯

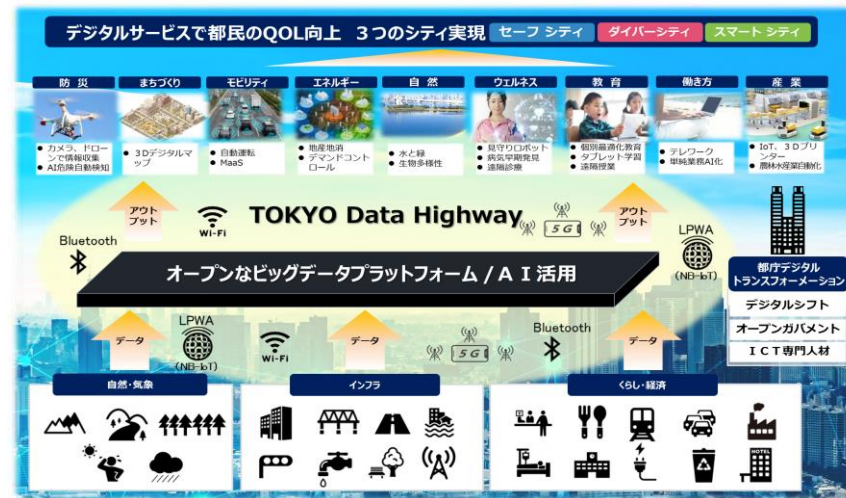
平成31年4月～令和2年2月

- 東京版「Society 5.0」の実現を目指し、「Society 5.0」社会実装モデルのあり方検討会を設置
  - データプラットフォーム構築の方策決定



令和2年2月7日

- あり方検討会※1や、戦略ビジョン※2等を踏まえ、スマート東京関連政策の全体像を提示
  - 「スマート東京実施戦略」にてデータプラットフォーム推進を宣言



- ※1:「Society 5.0」社会実装モデルのあり方検討会
- ※2:「未来の東京」戦略ビジョン

11

# 東京データプラットフォームの事業概要

- TDPFは、データ利活用の行司役として、「データ流通推進事業」「データ整備事業」の2つの事業を実施していく予定である

## まずデータ流通推進から取組、段階的な事業拡大を検討



## 2. ポリシー案策定に向けた背景



# ポリシー案策定の経緯と3つの観点

2019年12月のあり方検討会(第5回)にて委員より、TDPFを運用するにあたりガイドラインを定める必要があると指摘があったことから、データの収集や提供・利活用にかかる基本的な考え方(ポリシー)を以下3つの観点からポリシー案を策定

## 検討会構成員からのコメント

### INIAD(東洋大学情報連携学部)学部長 坂村 健

「規制があるとデータ利活用が活発にされなくなってしまう。しかしながら、ある程度ルールをつくっておかないと、後でもめちゃって、何でそんなものを勝手にと言われてしまう。だから東京都としてやっておくことが必要。ある程度個人データも出さないと利活用が上手くいかないこともあるから、個人のデータと公共のバランスをどうとるのかディスカッションする必要もある。」

### 株式会社ブイキューブ 代表取締役社長CEO 間下 直晃

「どのデータをどこまで利用できて、どこからが利用できないかが明確になっていないがために、企業が個人情報の問題で炎上する事件が時々起きている。データ利活用之際には、ガイドラインを立てることで、「このデータを使用しても問題ない」という承認を得られるようにしないと、日本の国民性としてはそもそもデータを使いたがらない、よってデータ利活用が進まない。都が率先して定めることで解決できる。」

### 埼玉大学人文社会科学部研究科 教授 内田 奈芳美

「行政だから出せるデータというのはあると思うんですね。密集市街地の改善などの話でも、改善に参加する意思があるかどうかというのは、民間では聞けないけれども、行政から聞けば聞けると。ただ、その難しいのは、それをオープンにできないのですよね。だから、これからガイドライン等をつくられると思います。」

## ポリシー案策定における3つの観点

都民や企業等がデータ提供・サービス利用を安心してできるよう、TDPFを運営する法人が扱うデータの収集や提供・利活用にかかる基本的な考え方を以下3つの観点から掲げた

### 1. 法律に関する観点

例.「個人情報保護法」「不正競争防止法」「不法行為法」「不正アクセス禁止法」「知的財産権法」「独占禁止法」などの法令に沿った運用

### 2. 契約に関する観点

例.「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」など、国などが示している既存のガイドラインなどを踏まえた契約のあり方

### 3. 技術的な観点

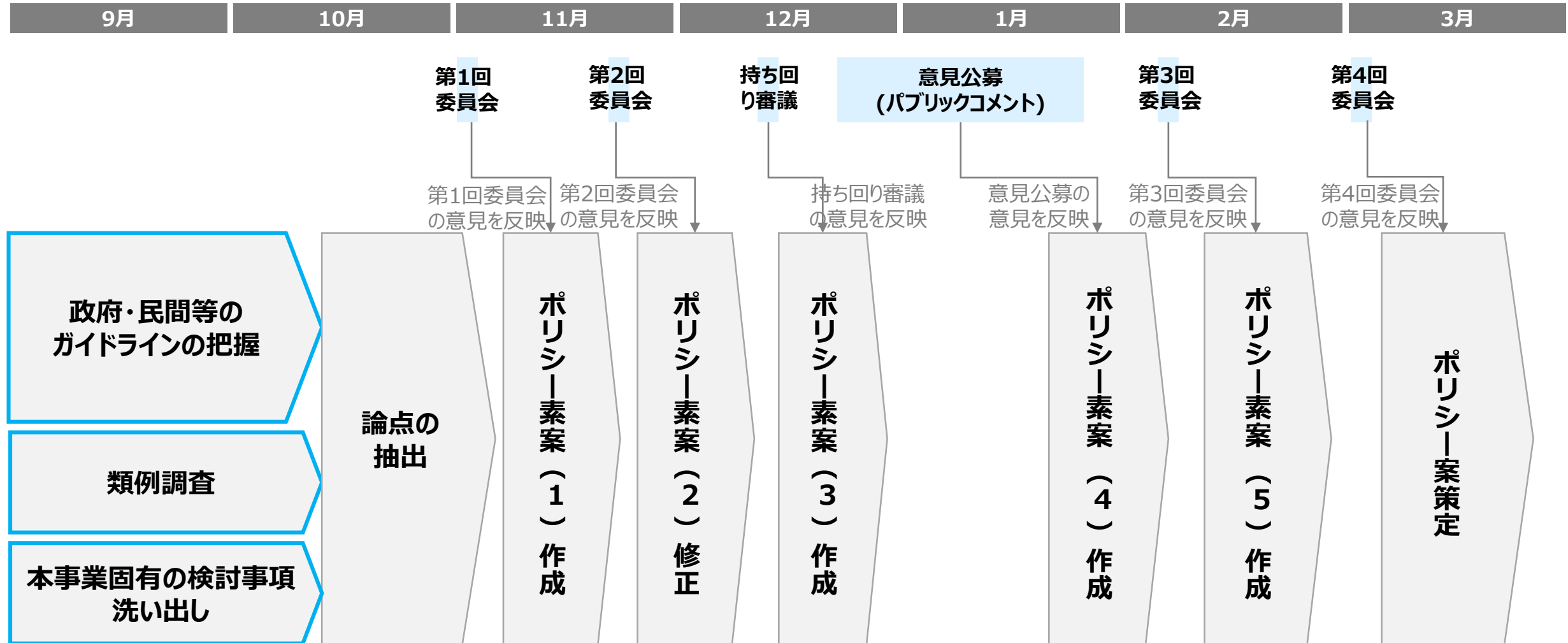
例.データの匿名加工や暗号化など、第三者がデータ利用する際にも効果が見込まれる技術的な対応方針などを含める

## 3. ポリシー案策定の流れ



# ポリシー案策定の流れ

政府・民間等のガイドラインや類例を参考にし、TDPF固有の検討事項を洗い出した上で、ポリシー素案策定に向けた論点を抽出。第1回委員会以降は、委員からの意見を基に、また意見公募での意見も加味し、ポリシー案として策定した



※青枠部は次ページに補足

# 第1回委員会に向けた実施事項

第1回委員会に向けて、個人情報保護法や官民データ活用推進基本法をはじめ、政府・民間等のガイドラインや類例等、TDPF固有の検討事項を洗い出し、第1回委員会での議題として論点を抽出し提示

## 政府・民間等のガイドラインの把握

政府・民間等が策定した以下ガイドライン・参考資料を洗い出す

- **経済産業省**
  - ✓ AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版
  - ✓ サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0 等
- **総務省・経済産業省**
  - ✓ 情報信託機能の認定に係る指針ver2.0
  - ✓ DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.0 等
- **一般社団法人 日本IT団体連盟**
  - ✓ 情報銀行認定申請ガイドブックver.2.0
  - ✓ モデル契約約款ver.2.0
  - ✓ 情報銀行認定審査チェックシート 等
- **一般社団法人データ流通推進協議会**
  - ✓ データ取引市場運営事業者認定基準 等

## 類例調査

類例調査では以下項目に沿う企業を主対象とする

- **国内外の大手デジタルプラットフォーマー**
  - ✓ 例:Yahoo、LINE、Google、Facebook、 等
- **情報銀行認定事業者 等**
  - ✓ 例:株式会社DataSign、中部電力株式会社、株式会社マイデータ・インテリジェンス 等
- **DMP事業者**
  - ✓ 例:、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社、Oracle BlueKai 等
- **次世代医療基盤法に基づく認定事業者**
  - ✓ 例:一般社団法人ライフデータイニシアティブ、一般財団法人日本医師会医療情報管理機構(J-MIMO) 等

## 本事業固有事項の洗い出し

ガイドラインや類例以外で必要となる、TDPF固有の検討事項洗い出す

- **本事業固有の検討事項**
  - ✓ 東京都個人情報保護条例
  - ✓ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案
  - ✓ 特定業界のデータに関する固有規律 等

# ポリシー策定委員会 委員

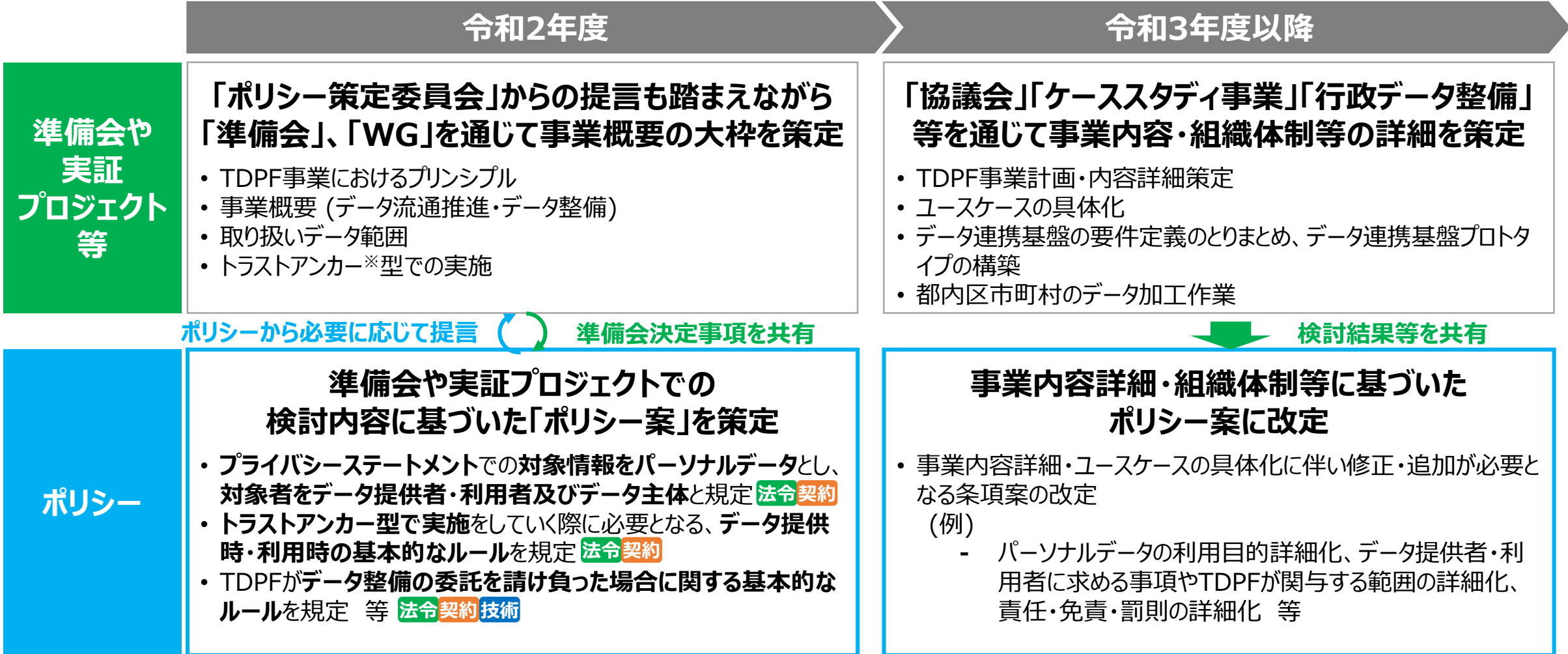
《50音順・敬称略、★：委員長》

中央大学国際情報学部 教授	いしい かおり 石井 夏生利
ひかり総合法律事務所 弁護士	いたくら よういちろう 板倉 陽一郎
一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)常務理事	さかした てつや 坂下 哲也
一般社団法人ECネットワーク 理事	さわだ としこ 沢田 登志子
東京大学大学院法学政治学研究科 教授	ししど じょうじ ★ 穴戸 常寿
三浦法律事務所 弁護士	ひおき とみみ 日置 巴美
英知法律事務所 弁護士	もり りょうじ 森 亮二

## 4. ポリシー案の骨子

# 昨年度（令和2年度）策定した「ポリシー案」の範囲と今年度（令和3年度）以降の取組

昨年度の準備会での議論や実証プロジェクト等の取組に基づいて、ポリシー案として策定。なお、今年度以降の事業内容等の検討状況を踏まえ、改定を検討する



※個人、法人、機器などのサイバー空間の存在(ID)の認証(審査・登録・発行・管理など)を担う機能のこと。  
TDPFでは、TDPFがデータ提供者とデータ利用者を審査することや、データの管理をすることなどによって、トラストを担保し、保証すること

# ポリシー案の全体構成、策定内容

準備会で検討された事業概要における前提や、ポリシー策定委員会で議論した結果を基に、各ポリシーの具体化を進めた

ポリシー

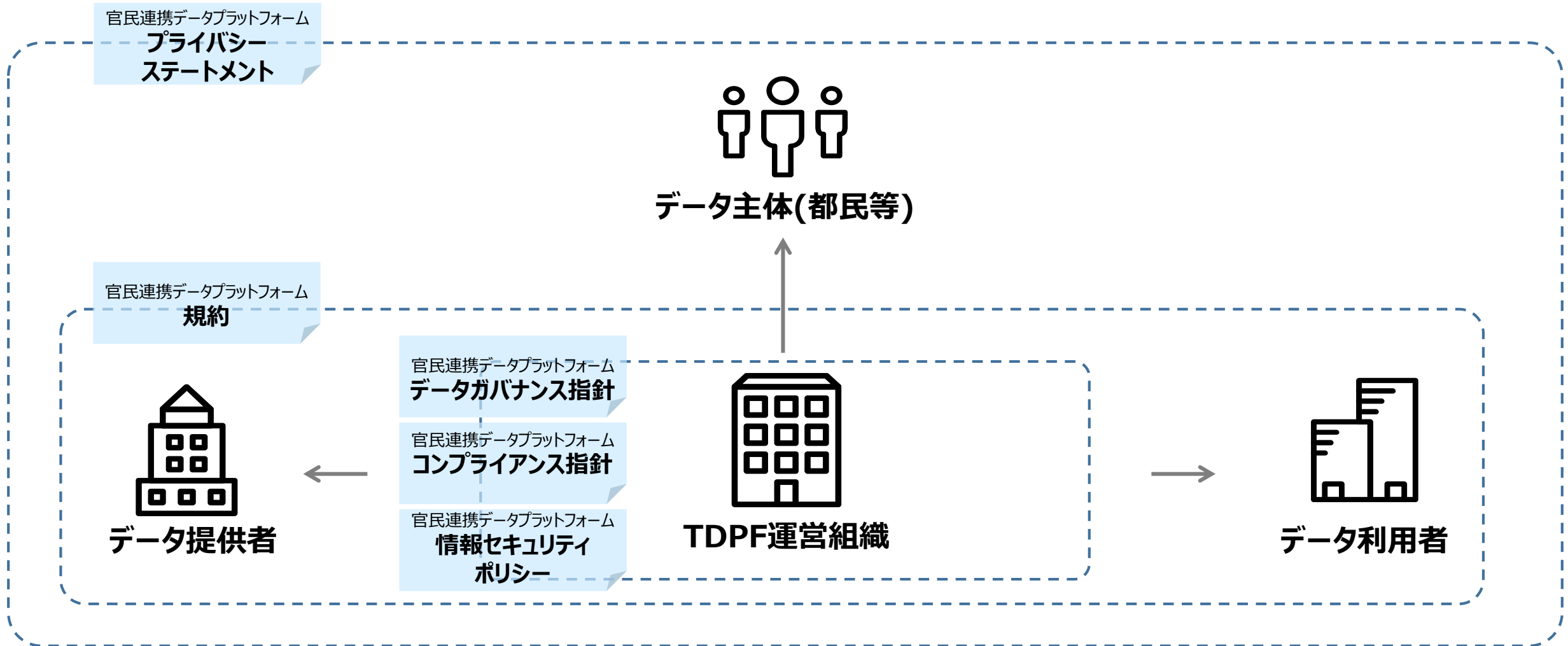
主な策定内容

<p>官民連携データプラットフォーム <b>ポリシー構成</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ポリシーの全体の構成図、ポリシー全体に係る前提事項、考え方等</li> </ul>
<p>官民連携データプラットフォーム <b>プライバシー ステートメント</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プライバシーステートメントにおける条項案構成</li> <li>● <b>対象とする情報(パーソナルデータ)、対象者(データ提供者・利用者及び個人)と規定</b> <span>法令 契約</span></li> <li>● <b>パーソナルデータの定義に関する法律を(個人情報保護法・東京都個人情報保護に関する条例)と規定</b> <span>法令</span></li> <li>● <b>原則オプトアウトでのパーソナルデータの第三者提供をしない方針</b>…等</li> </ul>
<p>官民連携データプラットフォーム <b>規約</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規約における条項案構成(第1章:総則、第2章:データ提供者向け、第3章:データ利用者向け、第4章雑則)</li> <li>● <b>サービス利用に関する入退会の基本内容(入会・禁止事項・ログインアカウントの取り扱い・任意退会・強制退会等)を規定</b> <span>契約</span></li> <li>● <b>データ提供時の基本的なルール(提供対象データに応じた表明保証・TDPFからの関与範囲を定めること等)を規定</b> <span>法令 契約</span></li> <li>● <b>データ利用時の基本的なルール(例:データ利用者の情報管理体制により利用できるデータやTDPFからの関与範囲を定めること等)を規定</b>…等 <span>法令 契約</span></li> </ul>
<p>官民連携データプラットフォーム <b>データガバナンス指針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データガバナンス指針における条項案構成</li> <li>● <b>パーソナルデータ保護とサイバーセキュリティ確保に加え、積極的なデータ利活用のために運営組織が取り組むことを規定</b> <span>技術</span></li> <li>● <b>TDPF運営組織からの情報発信・意見聴取のため、TDPFに係る関係者との対話を図ることを規定</b>…等</li> </ul>
<p>官民連携データプラットフォーム <b>コンプライアンス指針</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>コンプライアンス指針における条項案構成</b> <span>法令</span></li> <li>● <b>各種の関係法令を遵守、運営組織の透明性を保つめの第三者委員会を設置し監査体制を確立すると規定</b> <span>法令</span></li> <li>● <b>データプラットフォームに係るコンプライアンス研修を運営組織内で実施と規定</b>…等 <span>法令</span></li> </ul>
<p>官民連携データプラットフォーム <b>情報セキュリティ ポリシー</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>東京都サイバーセキュリティ基本方針に準じた、情報セキュリティポリシーにおける条項案構成</b> <span>法令</span></li> <li>● <b>データプラットフォーム事業者としてデータ流通時に留意する対策・最新のセキュリティに対する情報収集をしていくことを規定</b>…等 <span>技術</span></li> </ul>



# 各ポリシーの関係者の範囲

各ポリシーにおける関係者を以下の範囲とし、ポリシー案を策定した



# 取り扱うデータの範囲とポリシー案の対象範囲

データ流通推進事業で取り扱うデータの範囲は、当面の間個人情報を含まないデータ(ステージ1・2) までとする。ポリシー案においても、対象範囲をステージ2までとして策定

## データ流通推進事業において扱う範囲、ポリシー案対象範囲

ステージ0

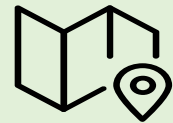
ステージ1

ステージ2

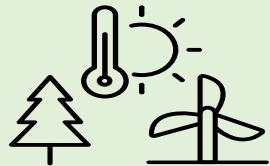
ステージ3

### ①個人情報・パーソナルデータ 以外のデータ

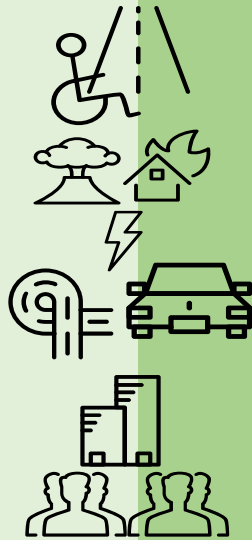
例



地図データ



自然・環境データ



バリアフリー  
データ  
災害関連  
データ

公共交通  
関連データ

店舗・施設等の  
混雑データ

### ②個人情報を含まないパーソナルデータ



属性情報等  
を含む人流データ



匿名加工  
情報

### ③個人情報を含む パーソナルデータ

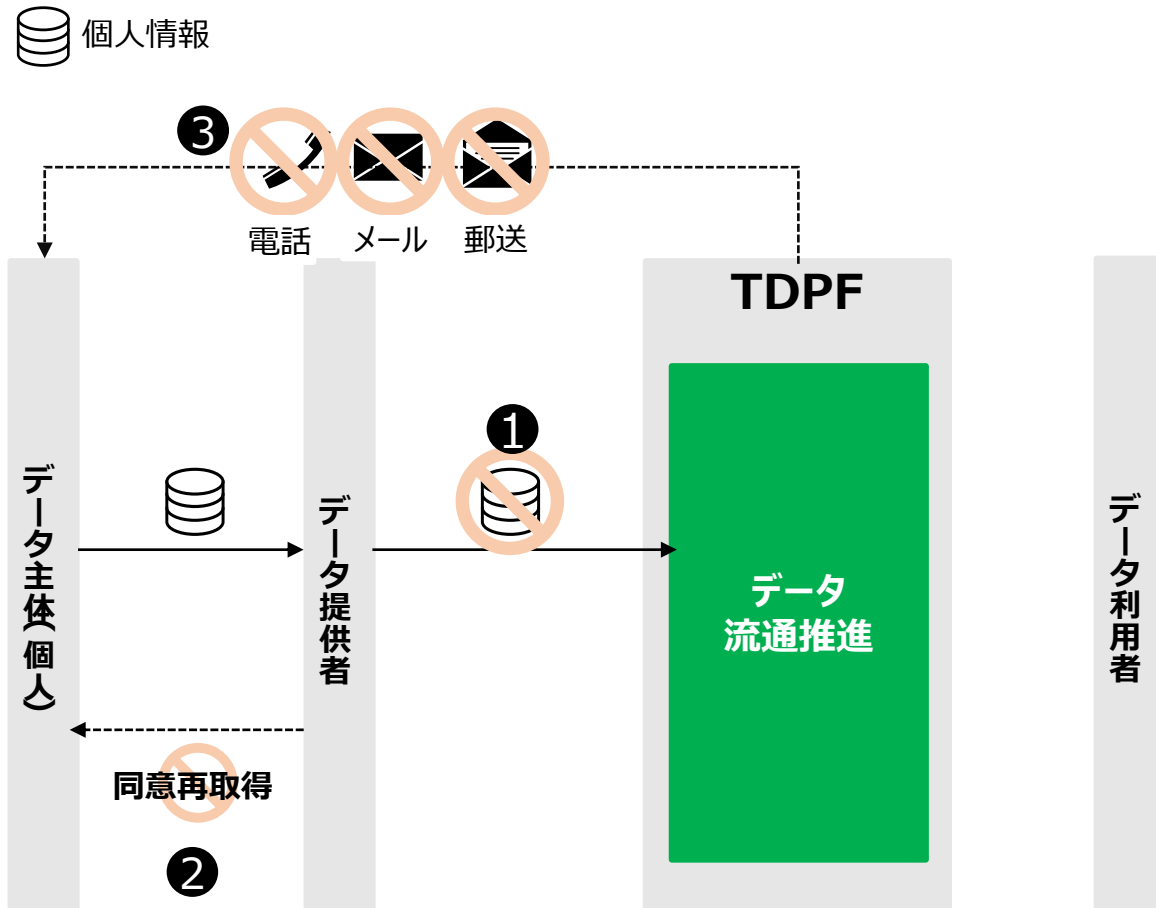


個人情報保護法に  
おいて定められた  
個人情報

# 個人情報取り扱いが現状困難な理由

データ流通推進事業で個人情報を取り扱うためには、TDPFへの第三者提供の同意をデータ主体から得ることが必要。さらに本事業においてはTDPFからデータ利用者への再提供が行われるため再提供に関する同意も必要であるが、データ提供者がそれらの同意を得ていないと想定。また、今回想定する事業スキームではデータ主体とTDPFが接点を持たないため同意取得は困難である

## データ主体からの同意取得の問題点(イメージ図)



## データ主体からの同意取得の問題点(概要)

### 前提：

データ流通推進事業で個人情報を取り扱うためには、TDPFへの第三者提供及びTDPFからの対データ利用者への再提供について、データ主体に対して同意を得る必要がある

### 現状の問題点：

#### そもそもTDPFへの提供や、TDPFによる再提供の同意を得ていない

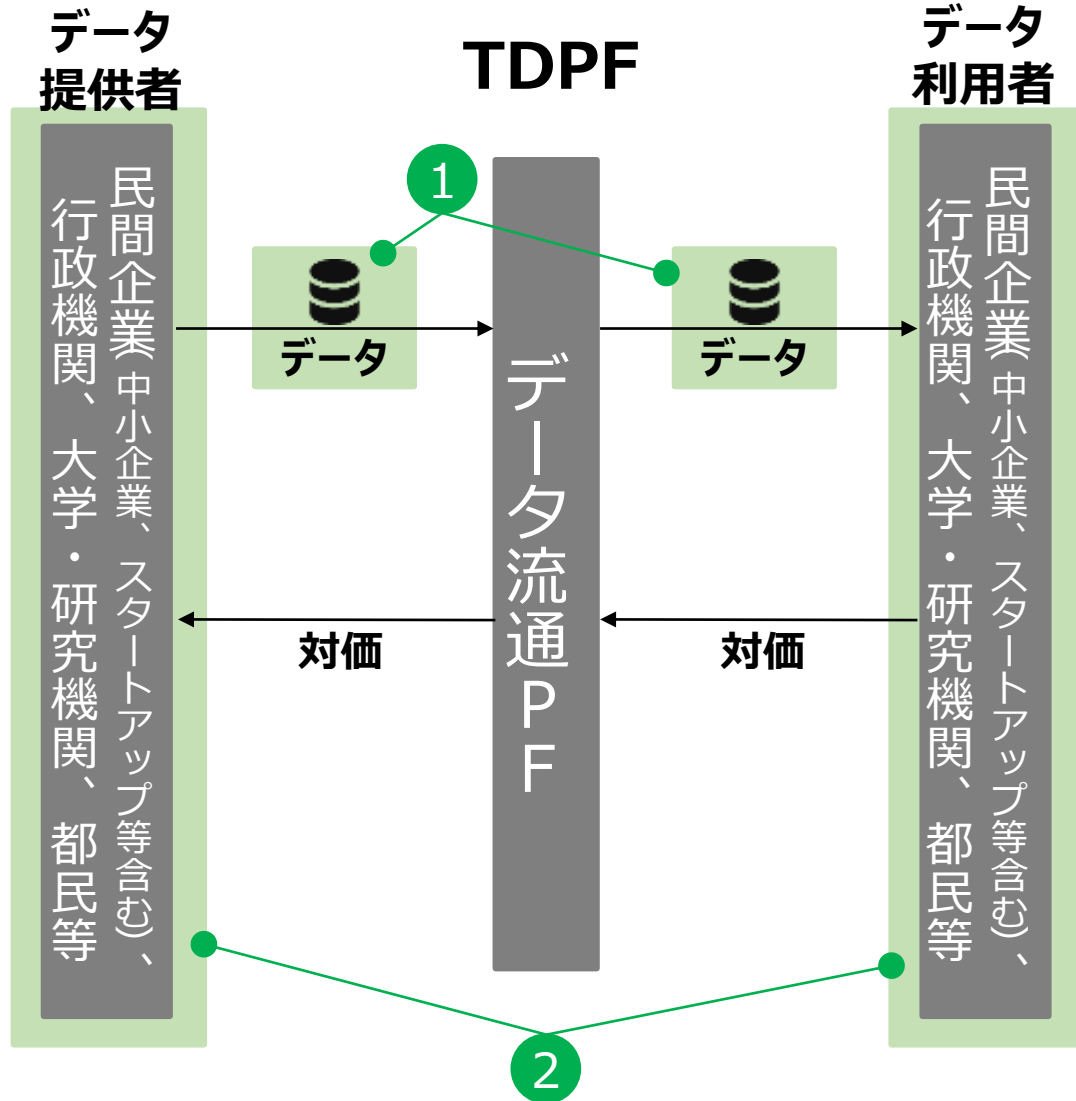
- ① データ提供者がTDPFへの第三者提供及びTDPFからの対データ利用者への再提供について、データ主体から同意を得ていないと想定

#### 再同意を得ることは実際の実務として困難

- ② データ提供者がデータ主体に対して、TDPFへの第三者提供及びTDPFからの対データ利用者への再提供について、同意を再取得してもらうことは現実的ではない
- ③ TDPFがデータ提供者の代わりに、同意を得ることも現実的ではない。例えば、電話・メール・郵送等の書面によりTDPFから連絡することはかえって不信感を募らせることが懸念される

# トラストにおける基本的な考え方

流通を促すために必要な信頼性向上の施策を検討



## ① データに対するトラスト(信頼)

- 流通するデータ自体への信頼性向上に取り組む
- ➡信頼性を高めるために、**TDPFとして一定程度関与する**
- ➡**データレート※等のフィードバック機能**を検討する

## ② 参加者に対するトラスト(信頼)

- 参加者(データ提供者・利用者)への信頼性の向上
  - 相互に信頼に足るデータ提供者・利用者が参加することを旨とした取組や仕組みを想定
- ➡参加しやすさを重視し、**必要最小限の取組を実施**

## 5. 今後検討を要する主要事項

## 今後検討を要する主要事項

今後の協議会や諸事業で検討・具体化すべき主要事項を抜粋

### (1) 全体

- TDPF運営組織における管理体制整備
- ユースケースの検討
- 利用目的の明確化
- 取り扱いデータの判断方法
- 規約やそれ以外で策定したルール改定の際における仕組みの整理
- TDPFによる表明保証や免責、責任、罰則、制裁措置の規定
- 紛争時解決手段

### (2) 本人対応(対データ主体)

- データ主体から同意を得る仕組み
- データ主体の同意コントロールを担保するための仕組み

### (3) 取得(対データ提供者)

- データ提供者の利用条件の類例化
- データ提供者に表明保証いただく詳細事項、TDPFが確認する際の詳細事項

### (4) 利用(対データ利用者)

- データ利用の利用資格、利用状況・管理体制等、TDPFが確認する際の詳細事項

令和3年度の東京データプラットフォーム関連事業で継続的に検討し、フィードバックする



## 6.最後に（ご案内）

# 令和3年度 東京データプラットフォーム事業の紹介

「東京データプラットフォーム」の構築を目指し、情報発信しておりますので是非ご覧ください

## 東京データプラットフォーム 協議会

「混雑WG」、「防災データWG」、「施設系データ集約WG」等、ワーキンググループの取組拡大やイベント等を通じ、将来的な利用ユーザー等とのネットワーク・コミュニティ形成の取組。

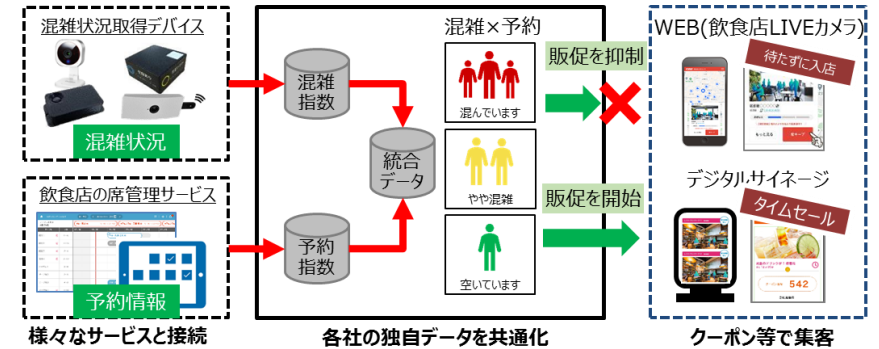
<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/platform.html>



## 東京データプラットフォーム ケーススタディ事業

行政や民間等のデータを掛け合わせて活用し、社会的課題の解決や、都民の生活の質向上に資する取組を推進する**ケーススタディ事業**の様子等を配信

<https://www.tdpf-casestudy.metro.tokyo.lg.jp/>



## デジタルツイン実現 プロジェクト

フィジカル空間をサイバー空間に再現し、**デジタルツイン**の構築・活用について、「情報発信」と「3Dビューア」を実装。

<https://info.tokyo-digitaltwin.metro.tokyo.lg.jp/>



EOF